

会則および規定

幸町三丁目町会

幸町三丁目町会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、幸町三丁目町会といふ。

(区域)

第2条 本会の区域は、別表1および別図1に定める区域とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所(町会会館)は、川口市幸町3丁目3番8号に置く。

第2章 目 的

(目的)

第4条 本会は、区域住民の福利と親睦を図り、良好な地域社会の維持・形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、区域内において次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦、相互扶助、福利厚生に関すること。
- (2) 環境改善、衛生改善、資源回収、域内清掃に関すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火、防災に関すること。
- (4) 教養の向上、レクレーションの充実に関すること。
- (5) 学校行事および青少年育成に関すること。
- (6) 町会所属団体の活動および助成に関すること。
- (7) 集会施設の管理運営に関すること。
- (8) その他目的達成に必要な事業。

第3章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域内に居住する個人および同区域内に事業所または事務所を有する代表者とする。

(会費)

第7条 本会の町会費は、個人の場合1世帯月額300円を標準徴収税額とし、事業所または事務所の場合月額300～1,000円の範囲とする。

- 2 本会の町会費は班長が徴収し、すみやかに会計に納付するものとする。
- 3 徴収方法、納付期日などは各班の判断によるものとする。

(入会)

第8条 本会の会員になろうとするものは、町会長に届け出るものとする。

- 2 本会は、正当な理由がない限り、第6条に該当する者の加入を拒んではならない。
- 3 本会は、第6条に該当する者に対しては、会の趣旨を説明し加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員が、退会しようとするときは、町会長に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 第2条に定める区域内に居住しなくなったとき、または事業所や事務所を移転したとき。
 - (2) 会員が死亡したとき、または事業所や事務所が解散したとき。
 - (3) 会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

3 前項(2)において、同居家族が会員を継承する場合は退会の届け出は不要である。

(拠出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 町会長 1名
- (2) 副町会長 若干名
- (3) 常任理事 複数名 (版数と同数)
- (4) 選任理事 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 監査 2名
- (7) 部長 複数名 (部数と同数)
- (8) 庶務 1名
- (9) 関係委員 若干名

(役員の選出)

第12条 町会長は理事会の総意による推薦を受け、総会で選任する。

- 2 副町会長、会計、各部長、インターネット委員は、町会長が委嘱する。
- 3 庶務(事務局)は、総務部長が委嘱する。
- 4 常任理事は、各班の班長が就くものとする。
- 5 選任理事は、町会長が委嘱する。
- 6 監査は理事会において選任し、他の役員を兼ねることはできない。
- 7 関係委員とは、クリーン推進員、スポーツ推進員、インターネット委員、民生委員、献血委員を指し、インターネット委員以外は町会長が推薦し関係機関の委嘱を受ける。
- 8 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 9 町会長以外の役員に欠員が生じた場合は、上記手順に従い後任者を定め、前任者の残任期間の会務を担当する。

(役員の職務)

第13条 町会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副町会長は、町会長を補佐し、町会長に事故あるとき、または町会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、班務の他、班を代表して理事会等に出席すると共に、総務部員の役割を兼ねる。
- 4 選任理事は、理事会等に出席しそれまでの経験等を背景に意見を述べる。
- 5 会計は、会計事務を担当する。
- 6 監査は、会計および会務を監査する。
- 7 部長は、所属部の事務を処理し、部を代表する。
- 8 庶務は、会務の事務を担当する。
- 9 関係委員は、担当している役割を負う他、理事会等に出席し意見を述べる。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の総意による推薦を受け、町会長が委嘱する。
- 3 顧問は、町会長の諮詢に応じて会議に参加する。

第5章 組織

(組織構成)

第15条 本会は、目的を達成するために会務を執行する部と、本会の区域を分割した班で構成する。

(部の設置)

第16条 本会に設置する部は、下記の通りとする。

- (1) 総務部
- (2) 文化部
- (3) 環境衛生部
- (4) 体育部
- (5) 交通部
- (6) 防犯防災部

2 各部の部員は、各部の要請に応じて各班で選出する。

(各部担当事項)

第17条 各部の担当する事項は、以下の通りとする。

- (1) 総務部
 - ・会議、行事、町会人事、予算・決算に関すること。
 - ・弔慰祭典、学校行事、募金、表彰に関すること。
 - ・関係委員や市当局との連携、広報活動に関すること。
 - ・その他所管部未定の事項に関すること。
- (2) 文化部(休部)
 - ・町会文化活動に関すること。
 - ・敬老思想普及に関すること。
- (3) 環境衛生部
 - ・資源再生利用活動に関すること。
 - ・あかつき公園清掃活動に関すること。
- (4) 体育部
 - ・公民館体育活動に関すること。
 - ・町会体育活動に関すること。
- (5) 交通部
 - ・交通安全思想の高揚と普及に関すること。
 - ・交通安全活動に関すること。
- (6) 防犯防災部
 - ・町内防犯活動に関すること。
 - ・町内防災活動に関すること。

(班の設置)

第18条 本会に設置する班は、別表1および別図1の通りとする。

2 各班は、班員の合意により班長を選出する。

(班長の役割)

第19条 班長は、所属する班を統括し、理事会においては常任理事を、町会行事においては総務部員を兼ねる。

2 班長は、町会と各班を繋ぐ役割を担い、会費の徴収、意見の徴収・具申、資料の配布、町会行事の直接的・間接的な支援を行う。

第6章 会 議

(会議)

- 第20条 本会の会議は、総会、理事会、部長会、顧問会とし、町会長が招集すると共に、いずれも町会長が議長を務める。
- 2 総会は、会員をもって構成し、事業年度毎に1回開催する定期総会と、理事会または町会長が必要と認めたときに開催する臨時総会とがある。
 - 3 理事会は、第11条記載の役員が参加し、原則として毎月1回開催する。
 - 4 部長会は、第11条記載の役員のうち常任理事、選任理事、関係委員を除く役員が参加し、理事会を補完する目的で必要に応じて開催する。
 - 5 顧問会は、顧問および町会長の指名を受けた者が参加し、町会長が必要と認めたときに開催する。

(総会議題)

- 第21条 総会に付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 事業報告および決算に関すること。
 - (2) 事業計画および予算に関すること。
 - (3) 会則および規則の改定および町会の解散に関すること。
 - (4) その他町会の運営に係る重要な事項に関する事項。
- 2 議決は出席者の過半数の賛同によるものとし、賛否同数の場合は議長が決定する。
ただし、上記(3)の議決は出席者の4分の3以上の賛同によるものとする。
 - 3 総会の議事については、議事録を作成する。
 - 4 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(書面表決)

- 第22条 やむを得ない理由のため会議が開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 2 書面表決に参加した人数を出席者とし、前条2項に準じ議決する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

- 第23条 本会の資産は、別表2に目録を掲げる資産の他、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

- 第24条 資産は、町会長が管理し、その方法は部長会の議決により定める。

- 2 別表2に掲げる資産のうち不動産は、処分または担保に供することはできない。

(経費)

- 第25条 本会の経費は、資産のうち会費その他の収入をもってあてる。

第8章 解 散

(解散および残余資産の処分)

- 第26条 本会の解散時に存する残余資産の処分は、解散総会において決定する。

- 2 この決定には出席者の4分の3以上の賛同が必要である。

第9章 帳 簿

(帳簿)

第27条 本会には、下記の帳簿を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会費徴収簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 資産台帳
- (5) 総会議案書および議事録
- (6) その他必要な書類および帳簿

第10章 附 則

(規定類の設置)

第28条 会則を補完するため、別途、必要に応じて規定類を設けることができる。

(施行期日)

第29条 本会則は、令和5年6月3日より施行する。

昭和 29 年 4 月 1 日制定

昭和 37 年 4 月 1 日改定

昭和 39 年 4 月 29 日改定

昭和 44 年 5 月 25 日改定

昭和 45 年 5 月 24 日改定

昭和 49 年 5 月 18 日改定

昭和 57 年 5 月 22 日改定

昭和 59 年 5 月 26 日改定

昭和 61 年 5 月 17 日改定

平成 2 年 5 月 26 日改定

平成 10 年 5 月 30 日改定

平成 28 年 5 月 21 日改定

令和 5 年 6 月 3 日改定

別表1 町会の区域

班 名	住 所 (川口市)	摘 要
第1班	幸町3丁目7番	
第2班	幸町3丁目6番	
第3班	幸町3丁目1番(29号を除く)、2番	
第4班	幸町3丁目3番	
第5班	幸町3丁目11番12号 川口パーク・ホームズ	1棟1班
第6班	幸町3丁目4番、5番	
第7班	幸町3丁目12番13~33号、中青木2丁目1番	幸町3丁目以外を含む
第8班	幸町3丁目11番(12号を除く)	
第9班	幸町3丁目10番(29号を除く)	
第10班	幸町3丁目9番(16号を除く)	
第11班	幸町3丁目9番16号 ライオンズマンション川口幸町	1棟1班
第12班	幸町3丁目8番(25号、33号、46号を除く)	
第13班	幸町3丁目8番46号 コスモ川口幸町	1棟1班
第14班	欠番	
第15班	幸町3丁目1番29号 幸クイーンコーポ	1棟1班
第16班	幸町3丁目10番29号 川口幸町パーク・ホームズ	1棟1班
[注] 第12班(幸町3丁目 8 番)の除外番地25号および33号は幸町小学校・幸栄公民館である。		

別表2 資産目録

区 分	内 容	摘 要
不動産	町会会館(木造平屋建、防火仕様、66.46 m ²)	敷地は埼玉県が所有
	付属倉庫(鉄骨平屋建、16.78 m ²)	同上
	防災倉庫(鉄骨平屋建、9.90 m ²)	敷地は川口市が所有
	不動産付随設備:電気設備、上下水道設備、広場舗装	
倉庫備品等	大型整理棚3台、冷却水槽1台	
空調備品	エアコン2台、空気清浄機1台、換気扇1台	
事務備品	事務机1台、同椅子1脚、書類棚上下2組、会議テーブル12台、折り畳み椅子55脚、大型印刷機1台	
生活備品	絵画1点、掛け時計3点、食器棚1台、冷蔵庫1台	
屋外備品	屋外スチール物置3台、防犯カメラ1式	
行事備品	町内旗1竿、テント3張、紅白幕 20 間分、臼1基、杵3本	
炊き出し用具	大型鍋2個、寸胴1個、蒸籠3段	
祭礼用具	神輿1基、山車1基、提灯1式、放送設備1式	
その他	町会が購入または寄贈を受けた物品	
[注] 特に掲載基準(例:残存簿価)は設けていない。		

幸町三丁目町会 規定

第1章弔慰金規定

- 第1条 会員の葬儀に対して弔慰金を贈る。
- 第2条 弔慰金は、会員および会員と同居する配偶者・両親・子供・孫の死亡に対して5,000円とする。
- 第3条 申請者は班長とし、該当する事案を認めた場合、直ちに事務局(庶務)に申請する。

第2章 町会会館使用規定

- 第1条 会館は、町会事業に支障のない限り、次の目的で使用することができる。
- (1) 内部組織の使用:町内会内部打合せ、関係部の会合・行事、班会、その他
 - (2) 上記以外の使用:管理組合の会合、関係部に係属しない会合・行事、その他
- 第2条 会館を使用する者は、管理者である総務部長に使用申請を行い、許可を得ること。
- 第3条 前条の許可を得た者は、許可と同時に別表1に示す使用料を納めなければならない。
- 2 納入した前項の使用料は、理由の如何を問わず返還しない。
 - 3 第1条に示す内部組織の使用においては、使用料を徴収しない。
- 第4条 会館使用者は、別表2に示す会館使用心得を遵守すること。

別表1 会館使用料

会館使用時間	9:00～12:00	13:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
町会員の使用	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円
町会員+外部の使用	1,000円	1,500円	1,500円	3,000円

別表2 会館使用心得

区分	内 容
共通事項	・使用人数は原則15名以下とし、使用時間を厳守すること ・室内での火気の使用と喫煙は禁ずる
使用時	・管理者または鍵保管者立ち合いのもと、会館内に入室すること ・カーテンで区切られた事務エリアに立ち入ってはいけない ・建物または付属品を破損、汚損、滅失してはならない ・備品および什器等は外部に搬出してはならない
使用後	・使用備品等を丁寧に清掃し、最初の状態に復旧する ・発生したごみは分別を行い、所定の容器に入れ廃棄すること ・水分の多いごみは、水分を切り、ビニール袋に入れて廃棄すること ・使用後は扉や窓のカーテンを閉め、戸締りを行うこと ・使用した鍵は管理者または鍵保管者に戻すこと
その他	・備品等を破損した場合、使用者に弁済を求めることがある ・使用後の清掃が不十分な場合、代行した費用を使用者に求めることがある

第3章 附 則

- 第1条 本規定は、令和5年6月3日に旧会則から独立させ、新たな規定として制定した。
- 令和5年6月3日制定